

## は し が き

2015年（平成27年）9月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダは、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲットを掲げているところ、その中には、薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化すること（ターゲット3.5）等が盛り込まれている。

我が国では、平成25年6月、刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律が成立し、28年6月から施行されるとともに、刑事施設における薬物依存離脱指導の受講開始人員や保護観察所における薬物再乱用防止プログラムによる処遇の開始人員が増加傾向にあるなど、薬物事犯者に対する処遇充実の必要が高まっている。

また、平成28年12月に成立し、同月施行された再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」には、5つの基本方針、7つの重点課題が盛り込まれ、犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な再犯防止施策を実施する（基本方針④）ことが求められるとともに、保健医療・福祉サービスの利用の促進等に取り組むべきものとされている（重点課題②）ところ、薬物依存を有する者への支援等として、刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等が求められている。30年8月には、薬物乱用対策推進会議において、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」が決定され、薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止が目標の一つとして掲げられている。

法務総合研究所研究部では、昭和57年版犯罪白書や平成7年版犯罪白書において、薬物犯罪を特集として取り上げたが、それからかなりの年月が経過し、また、近年の犯罪白書等において、覚せい剤事犯者を含む再犯の動向を再三紹介するなどしてきたが、薬物事犯を正面から捉えた調査研究の実施までには至っていなかった。

そこで、本研究では、刑事施設における覚せい剤事犯受刑者に対する質問紙調査を中心として、精神医学や心理学的観点を含めた薬物事犯者の特性等を多角的に検討するとともに、併せて諸外国における薬物事犯者処遇を概観するなどし、もって、薬物事犯者に対する有効な施策を検討するための基礎資料を提供することとした。

本報告が、薬物対策の充実・強化を検討するための基礎資料の一つとなれば幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力を頂いた法務省矯正局及び全国の刑事施設等関係諸機関の各位に、心より謝意を表する次第である。また、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部の皆様には、本研究を進めるに当たり、共同研究者として多大な御示唆と御教示を頂いた。厚く御礼申し上げる。

令和2年3月

法務総合研究所長 大場 亮太郎

## 要 旨 紹 介

本研究では、薬物事犯者、とりわけ覚せい剤事犯者に焦点を当て、刑事施設入所者に対する質問紙調査を内容とする特別調査の結果を取りまとめて分析した。併せて、我が国における薬物事犯者処遇の現状や諸外国における薬物事犯者処遇の近況についても、調査を行った。

### 特別調査（第2章）

平成29年7月から8月（ただし女性については11月まで延長）、全国の刑事施設に新たに入所した受刑者（判決言渡日が最も新しい懲役刑の判決罪名に覚せい剤取締法違反を含む者）に対し、質問紙調査を実施し、刑事施設において把握しているその他受刑歴等についての情報と併せて分析を行った。質問内容は、違法薬物の使用経験、処方薬・市販薬の乱用経験、薬物依存重症度尺度（DAST-20）に関する事項、覚せい剤使用の引き金、医療・保健機関や民間支援団体の支援についての経験や意識、問題飲酒に関する事項、ギャンブルに関する事項、信頼感尺度に関する事項、小児期逆境体験、食行動の問題、自傷行為、自殺念慮等の心身の問題に関する事項、疾患及び感染症に関する事項、性に関する事項等である。分析の対象となった受刑者は699人（男性462人、女性237人）であった。

その結果、覚せい剤事犯者は、再入所を繰り返す者が他罪種よりも多いことがうかがえた。未成年のうちに覚せい剤の使用を開始した者が約4割おり、覚せい剤以外の薬物として有機溶剤、大麻、処方薬乱用の経験を有する者が多かった。薬物依存重症度尺度では、集中治療の対象の目安とされる「相当程度」、「重度」の者が併せて4割以上おり、治療の必要性が高いことがうかがえた。

覚せい剤使用を誘発する場面としては、「クスリ仲間と会ったとき」、「クスリ仲間から連絡がきたとき」などであり、感情等では「イライラするとき」、「気持ちが落ち込んでいるとき」、「孤独を感じる時」などが多かった。また、覚せい剤使用者が覚せい剤に求めるものには性差がある一方、デメリットとして身近な人間関係の悪化や信頼の喪失を実感していることがうかがえた。多くの覚せい剤事犯者には断薬経験、断薬努力経験があり、仕事や人間関係の安定が断薬のきっかけとなることもうかがえたが、依存重症度別では「中度」以下の者において断薬努力経験率よりも断薬経験率が高いなど、「相当程度」以上の者との間に質的な違いがあると推察された。薬物の依存重症度と飲酒の開始年齢には有意な弱い負の相関が認められ、有害なアルコール使用が疑われる問題飲酒群に相当する者も3分の1以上いた。また、半数近くの

覚せい剤事犯者がギャンブルの問題も抱えていることがうかがえた。食行動の問題や自傷行為、自殺念慮等の精神医学的問題については、女性の覚せい剤事犯者により多く認められ、また、女性の覚せい剤事犯者はDVの被害経験や小児期逆境体験等も抱えるなど、より多角的かつ慎重な介入が求められることがうかがえた。女性では薬物乱用経験がある交際相手や配偶者がいる者の割合も高かった。

他方、専門病院、保健機関、回復支援施設、自助グループについては、過去の利用経験率は1～2割程度と低く、その存在を知っていたが支援を受けたことがない者について、その理由を尋ねたところ、保健機関を除き、「支援を受けなくても自分の力でやめられると思った」の選択率が最も高かった。どのような状況であれば関係機関を利用する気持ちになるかについても、「自分の力ではやめられないと感じれば」の選択率が最も高く、治療・回復の支援・サポートを受けること自体が二次的な選択にとどまっている可能性があると考えられ、断薬を継続するためには、独りではなくサポート・ネットワークの中に身を置くことが重要であるとの考えを一層浸透させていく必要がある。

### 我が国における薬物事犯の動向及び薬物事犯者の処遇（第3章）

覚せい剤取締法違反の検挙人員は、毎年1万人を超える状況が続いている。大麻取締法違反の検挙人員は、平成26年以降増加している。起訴率では、覚せい剤取締法違反につき緩やかな低下傾向が見られるが、なお7割以上と高い一方、大麻取締法違反及び麻薬取締法違反では、年による変動が大きい。刑の一部執行猶予については、覚せい剤取締法違反で1年当たり千数百人に判決の言渡しがなされており、そのほとんどに保護観察が付されている。他方、覚せい剤取締法違反で全部執行猶予付判決の言渡しを受ける者は1年当たり三千数百人であるが、うち保護観察に付された者は十数%である。

覚せい剤取締法違反による入所受刑者人員は減少傾向にあるが、入所受刑者総数に占める比率はおおむね20%台で推移している。女性入所受刑者においては、30～40%台と高い。

覚せい剤取締法違反による仮釈放者の保護観察開始人員は、近年横ばいで推移し、仮釈放率は、上昇傾向にある。同法違反による保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、減少傾向にある一方、保護観察付一部執行猶予者は増加している。

刑事施設においては、薬物依存離脱指導が、保護観察所では、薬物再乱用防止プログラムがそれぞれ実施されており、それぞれ開始人員が増加傾向にある。また、薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインが策定され、関係機関等が支援を効果的に実施

できるようにしている。

## 諸外国における薬物事犯者処遇（第4章）

諸外国における薬物乱用の状況として、世界における薬物使用経験者及び薬物使用障害者の人員や人口に占める比率、薬物の押収量、我が国及び諸外国における薬物の生涯経験率・過去1年経験率の違いなどを紹介した。諸外国における薬物事犯者処遇としては、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）及び世界保健機関（WHO）が、基本的に有罪判決や刑罰ではなく治療等の代替手段によること（医療モデル）を提唱しており、その内容を紹介した。続いて、米国における薬物乱用防止に関する調査研究、薬物事犯者処遇等についての実地調査結果として、国立薬物乱用研究所（NIDA）の調査研究結果や、ドラッグコート、治療共同体における処遇等を紹介した。

## まとめ（第5章）

特別調査の結果や処遇の現状等を取りまとめ、考察を加えた。

近年、諸外国で広がりを見せている医療モデルについても紹介したが、我が国においては、薬物の生涯経験率等が低く、刑事施設の過剰収容の問題は解消しており、被収容者が刑事施設内で薬物を使用できる環境にもないなど、諸外国とは異なる状況があることを念頭に、多面的・総合的に検討を進めるべきであることを指摘した。その流れから、薬物事犯者を、刑事司法手続に乗せつつ、薬物依存症の治療を受けさせるという、刑事司法制度に医療的アプローチを組み入れた対応が広く採用されている米国の取組を紹介し、対象者の個別状況のきめ細かな把握、社会生活の安定に向けた総合的・継続的な支援及びそのための関係機関の連携・協力体制の構築が重要であることなどは、我が国にも共通しているものと考えられるとした。その上で、我が国においては、刑の一部執行猶予制度を前提とした、刑事施設出所後の地域社会への移行等の各種取組をより充実させ、関係機関・団体の相互協力に基づく地域全体での対象者の継続的な支援を進めることが重要と思われること、本研究から得られた知見は、初犯者等、刑事司法手続の比較的初期の段階にある者にも相応に当てはまるものと思われ、執行猶予者に保護観察を積極的に付することや、対象者が治療・支援を受けられるための情報提供・動機付けを行うことなど、刑事司法手続の初期の段階から適切な指導・支援につなげるための働き掛けを充実させることの重要性等も併せて論じている。

研究部長 河原 誉子

# 凡 例

## 【用語・略称】

### 第1 用語の定義

本書における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

#### 1 警察等

- (1) **【認知件数】** 警察が発生を認知した事件の数をいう。
- (2) **【検挙人員】** 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。なお、特別法犯の「検挙人員」は、平成28年以前は「送致人員」（警察が送付・送致した事件の被疑者の数）をいう。

#### 2 検察・裁判

- (1) **【起訴率】** 
$$\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$$
の計算式で得た百分比をいう。
- (2) **【通常第一審】** 第一審裁判所において行われる通常の公判手続をいい、略式手続を含まない。

#### 3 矯正・更生保護

- (1) **【入所受刑者】** 裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。
- (2) **【初入者】** 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。
- (3) **【再入者】** 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
- (4) **【仮釈放率】** 
$$\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者} + \text{一部執行猶予の実刑部分の刑期終了者} + \text{仮釈放者}} \times 100$$
の計算式で得た百分比をいう。
- (5) **【全部（一部）執行猶予者の保護観察率】**  
$$\frac{\text{保護観察付全部（一部）執行猶予言渡人員}}{\text{全部（一部）執行猶予言渡人員}} \times 100$$
の計算式で得た百分比をいう。



#### 4 その他

- (1) **「pt」** 「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。
- (2) **「全部執行猶予」** 刑法25条に規定する刑の全部の執行猶予をいう。なお、本書では、平成25年法律第49号による改正前の刑法25条に規定する刑の執行猶予についても「全部執行猶予」という。
- (3) **「一部執行猶予」** 刑法27条の2及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）3条に規定する刑の一部の執行猶予をいう。
- (4) **「仮釈放」** 一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放を含む。

## 第2 略称

### 1 特別法の略称

本研究に関連する特別法の略称は、次のとおりとする。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

[略称]	[法令名]
毒劇法	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）
麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）

### 2 国名の略称

国名の略称は、各統計資料における略称のほか、外務省「国名表」を参考にした。

## 【資料源】

### 第1 資料の種類

統計、図表その他の計数資料は、特に法務省の大臣官房司法法制部、矯正局及び保護局から提供を受けたもの並びに関係諸機関の調査等に基づくもののほか、以下の官庁統計によるものである。

警察庁の統計（警察庁刑事局）

検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

司法統計年報（最高裁判所事務総局）

矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

[注]

- (1) 警察庁の統計は、「平成（昭和）〇年の犯罪」をいう。
- (2) 平成元年の統計資料には、昭和64年1月1日から同月7日までの数値を含む。

## 第2 資料の範囲

統計資料は、原則として、令和元年7月末日までに入手し得た範囲内で、平成30年分までを集録した。

### 【図表の表示方法】

#### 第1 図表番号

図及び表の番号は、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、2-3-1表は、第2章第3節の第1表を示す。）。

#### 第2 数字等の表示

- 1 表中の数字等は、次のように表示している。
  - (1) 「－」 該当数が0のとき又は非該当のとき
  - (2) 「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
  - (3) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき
  - (4) 「…」 資料のないとき又は母数が0のときの比率
- 2 図中の数字は、次のように表示している。
  - (1) 「0」 該当数が0のとき又は非該当のとき
  - (2) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき

### 【計数処理方法】

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入した。したがって、構成比の和が100.0にならない場合がある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得

られた数値を四捨五入する方法によっており，各数値を四捨五入した上で，和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例 12.76と7.53の差を求めるとき

「 $12.76 - 7.53$ 」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており，「 $12.8 - 7.5$ 」で得られる「5.3」とは一致しない。



# 薬物事犯者に関する研究

総括研究官	栗田知穂
研究官	小林美智子
研究官	中塩東吾
研究官	高野洋一
研究官	朝倉祐子
研究官	酒谷徳二
研究官補	服部真人
研究官補	佐藤正喜
研究官補	吉村美和
研究官補	坊農千秋
(前総括研究官)	小山浩紀
(前研究官)	高宮英輔
(前研究官)	竹下賀子
(前研究官)	谷真如
(前研究官補)	山木麻由子

# 目 次

要旨紹介	i
第1章 はじめに	1
1 本調査研究の意義	1
2 本報告書の構成	2
第2章 特別調査	3
第1節 調査の目的	3
第2節 調査の概要	4
1 調査対象者	4
2 調査方法	4
3 調査内容	4
4 倫理的配慮	9
第3節 調査の結果（男女別による分析）	10
1 基本的属性等	10
2 覚せい剤事犯者における薬物乱用の状況	13
3 覚せい剤使用時に関する状況・断薬に関する状況	17
4 アルコール依存・ギャンブル依存との関連	26
5 精神的・身体的問題等との関連	29
6 薬物依存に対する支援・サポート	36
第4節 調査の結果（依存重症度別の分析）	51
1 覚せい剤事犯者における薬物乱用の状況	51
2 覚せい剤使用時に関する状況・断薬に関する状況	54
3 アルコール依存・ギャンブル依存との関連	65
4 小児期逆境体験との関連	66
5 薬物依存に対する支援・サポート	67
第5節 考察	87
1 覚せい剤事犯者における薬物乱用の実態	87
2 覚せい剤使用時に関する状況・断薬歴等	88

3	覚せい剤事犯者と他の依存との関連	90
4	覚せい剤事犯者と精神医学的問題等との関連	92
5	薬物依存に対する支援・サポート	94
	引用・参考文献	100
第3章	我が国における薬物事犯の動向及び薬物事犯者の処遇	102
第1節	検挙・検察・裁判	102
1	薬物事犯の検挙人員の推移	102
2	起訴率の推移	105
3	科刑状況等	105
第2節	矯正・更生保護	107
1	矯正	107
2	更生保護	108
第3節	薬物事犯者の更生に向けた指導・支援等	110
1	矯正	110
2	更生保護	111
3	薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン	114
	参考文献	117
第4章	諸外国における薬物事犯者処遇	118
第1節	諸外国における薬物乱用の状況	118
1	薬物乱用の動向	118
2	薬物の押収量	120
3	薬物の生涯経験率等	122
	引用・参考文献	125
第2節	諸外国における薬物事犯者処遇	127
1	世界における薬物使用障害の状況	127
2	世界における刑務所の状況等	127
3	有罪判決又は刑罰の代替手段を導入する主な理論的根拠	128
4	薬物使用障害の治療に関する基準	129
5	刑事司法制度における薬物使用障害を持つ人々の処遇に関する基本原則	131
6	有罪判決又は刑罰の具体的な代替手段	133

引用・参考文献	137
第3節 米国における薬物乱用防止に関する調査研究	138
1 米国における薬物問題への対応の経過	138
2 NIDAにおける調査研究	139
3 その他の実態調査	144
引用・参考文献	145
第4節 米国における薬物事犯者処遇の実際	146
1 ドラッグコートにおける処遇	146
2 治療共同体における処遇	153
3 連邦刑務局による薬物乱用者処遇	159
引用・参考文献	161
第5章 まとめ	163
1 覚せい剤事犯者の特徴	163
2 薬物事犯者処遇に対する考え方	164
3 米国における薬物事犯者処遇	165
4 我が国における薬物事犯者処遇の現状	165
5 薬物事犯者処遇の一層の充実に向けて	166
参考文献	168
巻末資料 研究成果の発表	169